

特定非活動法人ヒューマンネットワーク JAPON 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク JAPON という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は東京都町田市玉川学園八丁目3番23号株式会社
アースアンドヒューマンコーポレーション内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、西アフリカ諸国において、地域住民、特に女性、子ども、若者を
対象とした教育機会および職業能力の向上を図るとともに、地域の中小企業の組
織的自立・成長支援を通じて、持続可能な社会と経済の発展に寄与することを目
的とする。

また、日本の文化や習慣を体験し、学ぶことで礼儀、秩序、協調性などの情操面
の成長、生活環境の向上を目指すと同時に、日本と西アフリカ諸国との交流を通じ
て、地域社会の発展と国際的な相互理解の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又
は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業と
して次の事業を行う。

- (1) 教育事業
- (2) 中小企業支援事業
- (3) 職業能力向上支援事業
- (4) 日本と西アフリカ諸国の文化交流事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は次のその他事業を行う。

西アフリカで制作された物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって非特定営利活動促進法。(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するための入会した個人及び団体。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人は理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 議会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的規則により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の想定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集

の請求があったとき。

(理事の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のための理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記入押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないとき

は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7条 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない

(解 散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の罷免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 深井 善雄

副理事長 田上 雅子

理事 加藤 正明

監事 田島 伸明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にもかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 (個人・団体) 10,000円

賛助会員 (個人・団体) 5,000円

(2) 年会費

正会員 (個人・団体) 24,000円

賛助会員 (個人・団体) 1口12,000円 (1口以上)

役員名簿

1 確認事項

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません（法第 20 条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません（法第 21 条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名
		氏名			
1	☒ 理事 ☐ 監事	フカイ ヨシオ 深井 善雄		有・ ☒ 無	理事長
2	☒ 理事 ☐ 監事	タガミ マサコ 田上 雅子		☒ 有・無	副理事長
3	☒ 理事 ☐ 監事	カトウ マサアキ 加藤 正明		有・ ☒ 無	
4	☐ 理事 ☒ 監事	タジマ ノブアキ 田島 伸明		有・ ☒ 無	

令和 7 年度 事業 計 画 書

特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク JAPON

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、ブルキナファソ国中央州における若者、女性支援を中心に事業を展開し、住民の社会進出、現地の事業発展を目指す。

ブルキナファソは昔ながらの小規模な伝統農業がほとんどで女性や若者の社会進出の機会が少なく現金収入が限られているため、職業訓練等を行い、社会進出推進を目指す。

5S をはじめとした日本特有の習慣は、すぐに実践でき、続けやすく、成果が見えやすいことから海外での評価も高いため、ブルキナファソでもこれらを取り入れ、働き方、考え方、生活の質の向上を目指す。

日本ブルキナファソ友好協会、ブルキナファソの民間企業 (TRANSIS、MGS) や NGO (ヒューマンネットワーク)、ブルキナファソ滞在の日本人と連携し、日本ブルキナファソ友好協会の活動拠点をベースに活動する。また、日本にいる会員を中心にオンラインの技術指導や日本企業と現地住民との情報共有の場を設け、現地へ渡航していない期間にも支援を行う。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業費の総費用【1,350】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益者 対象者 範囲	受益 対象 者 人数	事業費 (千円)
教育事業	日本語教室の開催 アニメや歌、ロールプレイを取り入れた体験型学習を実施し、あいさつや単語、日常会話、ひらがなの習得を目指す。	毎週 土曜	ワガ ドゥ グ市 内 ¹ 、 事務局	1～3 名	若者、 女性 20 歳～ 35 歳	15 名	400
	5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)を実演、体験を			1～3 名	若者、 女性 20	15 名	

¹ 本法人と提携している日本ブルキナ友好協会事務所を活用

	通して学び、衛生、安全環境の向上、生活習慣の改善を目指す。				歳～35歳		
	日本語教室の開催 アニメや歌、ロールプレイを取り入れた体験型学習を実施し、あいさつや単語、日常会話、ひらがなの習得を目指す。	2025年9月頃 2026年1月頃	ワガ ドゥ グ市 内	1～3名	若者、女性 20歳～35歳	30名	950
	5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)を実演、体験を通して学び、衛生、安全環境の向上、生活習慣の改善を目指す。			1～3名	若者、女性20歳～35歳	30名	
中小企業支援事業	中小企業に対する経営指導 経営者や管理職を対象に経営理念、経営計画の立て方、売上・利益の考え方を指導し、経営力向上を目指す。			1～3名	民間2社女性グループ	10名	
	中小企業に対する組織力指導 経営者、管理職を対象に、チームづくりや会議の持ち方、新人教育の方法を指導し、組織の結びつきの強化を目指す。 一般社員・スタッフを対象に、報告・連絡・相談の導入、社内や作業場等の衛生基準、事故予防指導を実施し、職場環境の向上を目指す。			1～3名	民間2社女性グループ	20名	
	中小企業に対する会計知識指導 会計の基本概念、お金の記録方法、簡易帳簿の作成指導を実施し、会計の基礎知識を身			1～3名	民間2社女性グループ	20名	

	につけることを目指す。					
	中小企業を対象としたビジネスカウンセリングを実施 ビジネスカウンセリングを実施することで、原状の確認、強み、目標、目標を達成するための行動を導き出し、伴走支援をしていく。		1～3名	民間2社	10名	
職業能力向上支援事業	洋裁の職業訓練 ブルキナファソの伝統的な織物を使用した衣服の製作裁縫、仕立ての指導		1～3名	若者、女性 20～35 歳	10名	
	加工食品製造の職業訓練 ブルキナファソの特産品・食材を使用した加工食品の製造基本加工、保存方法、衛生管理の指導		1～3名	若者、女性 20～35 歳	10名	
日本と西アフリカ諸国の文化交流事業	現地の若者・女性と日本のオンライン交流 食文化や日常生活、5S 指導、伝統などを共有することで相互理解を深める。		1～3名	若者、女性 20 歳～35 歳	30名	
	現地学生と日本企業のオンライン交流 仕事や働き方、キャリア相談、文化や生活習慣を共有することで相互理解を深める。		1～3名	学生	10名	

(2) その他の事業の計画

西アフリカで製作された物品の販売事業

1) 令和7年度

ブルキナファソの伝統的な織物で作成したアクセサリーをブルキナファソ国内で観光客向けに販売する。

事業費の総費用【150】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費 (千円)
西アフリカで製作された物品の販売事業	現地女性が制作したアクセサリーの制作／販売：ブルキナファソの伝統的な布を使用したアクセサリーの制作／販売	毎週 土曜	ワガドゥグ市内 ² 、事務局	1～3名	150

² 本法人と提携している日本ブルキナ友好協会事務所を活用

令和 8 年度 事業 計 画 書

特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク JAPON

1 事業実施の方針

令和 8 年度は、令和 7 年度に引き続きブルキナファソ国中央州における若者、女性支援を中心に事業を展開する。初年度の支援活動を継続とともに、技術や事業の発展とその定着を目指す。

将来的に現地人材の日本への就職支援の基盤づくりを開始するために、日本の企業と連携し、現地の学生とのオンライン交流にも注力していく。

初年度と同様に、日本ブルキナファソ友好協会、現地の民間企業（TRANSIS、MGS）、NGO（ヒューマンネットワーク）、ブルキナファソ滞在の日本人との連携を深め、事業の拡大と深化を目指す。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業費の総費用【1,800】千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
教育事業	日本語教室の開催 アニメや歌、ロールプレイを取り入れた体験学習であいさつや単語、ひらがなの習得を目指す。 中級者は、会話演習、簡単な文法、読み書きの習得を目指す。	毎週 土曜	ワガ ドゥ グ市 内 ³ 、 事務局	1～3 名	若者、 女性 20 歳～ 35 歳	15 名	500
	5S の導入 5S を実演、体験を通じて習得し、日常生活や学校、職場			1～3 名	若者、 女性 20 歳～	15 名	

³ 本法人と提携している日本ブルキナ友好協会事務所を活用

	など様々な環境で実践し、定着させることを目指す。				35 歳		
	日本語教室の開催 アニメや歌、ロールプレイを取り入れた体験学習であいさつや単語、ひらがなの習得を目指す。 中級者は、会話演習、簡単な文法、読み書きの習得を目指す。	2026 年夏 頃 2027 年 1 月頃	ワガ ドゥ グ市 内	1～3 名	若者、 女性 20 歳～ 35 歳	30 名	1300
	5S の導入 5S を実演、体験を通じて習得し、日常生活や学校、職場など様々な環境で実践し、定着させることを目指す。			1～3 名	若者、 女性 20 歳～ 35 歳	30 名	
企業支援事業	中小企業に対する経営指導 経営者や管理職を対象に経営理念、経営計画の立て方、売上・利益の考え方を指導し、経営力向上を目指す。			1～3 名	民間 2 社、女 性グル ープ	10 名	
	中小企業に対する組織力指導 経営者、管理職を対象に、チームづくりや会議の持ち方、新人教育の方法を指導し、組織の結びつきの強化を目指す。 一般社員・スタッフを対象に、報告・連絡・相談の導入、社内や作業場等の衛生基準、事故予防指導を実施し、職場環境の向上を目指す。			1～3 名	民間 2 社、女 性グル ープ	20 名	
	中小企業に対する会計知識指導 会計の基本概念、お金の記録方法、簡易帳簿の作成指導を実施し、会計の基礎知識を身			1～3 名	民間 2 社、女 性グル ープ	20 名	

	につけることを目指す。					
	中小企業を対象としたビジネス スカウンセリングを実施 ビジネススカウンセリングを実施 することで、原状の確認、 強み、目標、目標を達成する ための行動を導き出し、伴走 支援をしていく。		1～3 名	民間 2 社	10 名	
職業能力向 上支援事業	洋裁の職業訓練 ブルキナファソ伝統織物の布 地を使用した衣服の製作 裁縫、仕立て、デザイン製 作、販売ノウハウ		1～3 名	若者、 女性 20 ～35 歳	10 名	
	加工食品製造の職業訓練 ブルキナファソの特産品、食 材を使った加工食品の製造 基本加工、品質管理、販売に 向けた販路づくりの指導		1～3 名	若者、 女性 20 ～35 歳	10 名	
日本と西ア フリカ諸国 の文化交流 事業	現地の若者、女性と日本のオ ンライン交流 食文化や日常生活、5S 指 導、伝統などを共有すること で相互理解を深める。		1～3 名	若者、 女性 20 歳～ 35 歳	30 名	
	現地学生と日本企業のオンラ イン交流 仕事や働き方、キャリア相 談、文化や生活習慣を共有す ることで相互理解を深める。		1～3 名	学生	10 名	

(2)その他の事業の計画

西アフリカで製作された物品の販売事業

ブルキナファソの伝統的な織物で作成したアクセサリーをブルキナファソ国内で観光客向けに販売する。

事業費の総費用【350】千円)

事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費（千円）
女性が制作したアクセサリーの制作／販売：ブルキナファソの伝統的な布を使用したアクセサリーの制作／販売	毎週土曜	ワガドゥグ市内 ⁴ 、事務局	1～3名	350

⁴ 本法人と提携している日本ブルキナ友好協会事務所を活用

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ヒューマンネットワークJAPON

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		300,000		0	300,000
正会員受取会費	300,000		0		
賛助会員受取会費	0		0		
2 受取寄附金		2,000,000		0	2,000,000
受取寄附金	2,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		0		0	0
教育事業	0				
中小企業支援事業	0				
職業能力向上支援事業	0				
日本と西アフリカ諸国の文化交流事業	0				
5 その他の収益		0		250,000	250,000
受取利息	0		0		
西アフリカで製作された物品の販売事業			250,000		
経常収益計		2,300,000		250,000	2,550,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		1,350,000		150,000	1,500,000
旅費交通費	750,000		0		
宿泊費	600,000		0		
材料費			100,000		
講師料			50,000		
事業費計		1,350,000		150,000	1,500,000
2 管理費					
(1) 人件費		850,000		0	850,000
役員報酬	850,000		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
法定福利費	0		0		
(2) その他経費		50,000		0	50,000
消耗品費	50,000		0		
旅費交通費	0		0		
管理費計		900,000		0	900,000
経常費用計		2,250,000		150,000	2,400,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		50,000		100,000	150,000
【C】 経常外収益		0		0	0
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用		0		0	0
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		100,000		-100,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		150,000		0	150,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					80,000

#

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ヒューマンネットワークJAPON

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		400,000		0	400,000
正会員受取会費	400,000		0		
賛助会員受取会費	0		0		
2 受取寄附金		2,500,000		0	2,500,000
受取寄附金	2,500,000		0		
施設等受入評価益	0		0		
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		0		0	0
教育事業	0		0		
中小企業支援事業	0		0		
職業能力向上支援事業	0		0		
日本と西アフリカ諸国の文化交流事業	0		0		
5 その他の収益		0		500,000	500,000
受取利息	0		0		
西アフリカで制作された物品の販売事業			500,000		
経常収益計		2,900,000		500,000	3,400,000
【B】 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
役員報酬	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		1,800,000		350,000	2,150,000
旅費交通費	960,000		0		
宿泊費	840,000		0		
材料費			250,000		
講師料			100,000		
			0		
			0		
			0		
			0		
事業費計		1,800,000		350,000	2,150,000
2 管理費					
(1) 人件費		850,000		0	850,000
役員報酬	850,000		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
法定福利費	0		0		
(2) その他経費		60,000		0	60,000
消耗品費	60,000		0		
旅費交通費			0		
管理費計		910,000		0	910,000
経常費用計		2,710,000		350,000	3,060,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		190,000		150,000	340,000
【C】 経常外収益		0		0	0
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用		0		0	0
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		150,000		-150,000	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		340,000		0	340,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					80,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					350,000

#

特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク JAPON

設立趣旨書

現在、アフリカでは、国内外における紛争によって通常当たり前になっている社会サービス（教育、保健等）を受けられないことや、気候変動に起因する天候不順に直接影響を受ける第 1 次産業の不振が続く等、国民生活は厳しい環境下にあります。そのような状況を打破するため各国政府も国民生活に対して支援に奔走していますが、予算には限界があり、現状から脱却できないのが実状です。特に現場で問題となっているポイントが、「若者の失業率の高さ」、「テロリストを恐れて逃げてきた避難民に対するケア」、「地元には互助会のような形で各種組織が存在しているが、ガバナンスの弱さから発展できていない」等々、問題を挙げていけばきりがありません。

ヒューマンネットワーク JAPON の前身にあたる NGO ヒューマンネットワークは、2006 年には西アフリカ、セネガル、ギニアで農村開発、日本の文化紹介等の活動を開始しており、セネガル国には正式に NGO を登録しています。

しかし、当時は NPO という枠組みも一般的ではなく、任意団体で活動してきましたが、法人格を有していないため、各種活動を実施するにあたって（特に日本では）、信用を得られず、活動を断念するケースが多々ありました。

特定非営利活動法人となった後は、定期的な総会の開催を通じて会員間の交友をさらに活発化させると同時に法令等で定められた書類の作成・提出、SNS 等を積極的に活用した活動紹介等をしていきます。

我々はアフリカへの支援を通じて、日本にも還元できることが必ずある、と信じており、アフリカに対する支援と同時に日本に対する情報発信も行っていきます。

申請に至るまでの経過

2006 年 4 月	NGO ヒューマンネットワークを設立
2006 年 7 月	セネガル国にて NGO ヒューマンネットワークを登録
2006 年 8 月～5 年間	セネガル国ティエス州にて農村開発活動を開始
2007 年 1 月～3 年間	セネガル国カオラック州にて児童に対する情操教育を開始
2008 年 4 月～2 年間	ギニア国ボケ県において環境維持活動に従事
2012 年 7 月～	一身上の都合により活動を休止
2020 年 5 月～	活動を再開
	ブルキナファソ国中央州の避難民に生活環境支援を実施

2022 年 3 月～	ブルキナファソ国中央北部州の避難民に対して農業指導を実施
2024 年 12 月～	ブルキナファソ国中央州の女性グループに運営指導を実施
2024 年 12 月～	同州の中小企業に対してビジネスカウンセリング実施 開催
2024 年 12 月	日本ブルキナファソ友好協会と連携して日本語教室開始、 日本との交流会開催

令和 7 年 4 月 8 日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク JAPON

設立代表者

氏 名 深井 善雄